

調査の概要

【目的】

受動喫煙の防止に関する取組の一環として、「健康増進法の一部を改正する法律」が成立、施行されたことにより、多数の者が利用する施設について原則屋内禁煙となったことを踏まえ、当該法律の全面施行後の状況を継続的に調査し、施行後5年を経過した場合における更なる対策の必要性を検討するための基礎資料を得る。

【調査の根拠法令】

統計法に基づく一般統計調査

【調査の対象】

全国の事業所、企業・法人・団体、国・地方公共団体から無作為抽出

【抽出方法（選定方法）】

調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベースの年次フレーム等から作成した母集団名簿に基づき、日本標準産業分類から喫煙環境が類似する産業をまとめた27産業より層化無作為抽出

【調査の方法】

郵送調査及びオンライン調査（政府統計オンライン）

【調査の時点】

調査実施年度の12月末現在（調査実施年度の1～2月実施）

【調査事項】

- 第一種施設における喫煙環境（敷地内全面禁煙、特定屋外喫煙場所の設置）
- 第二種施設における喫煙環境
 - ・屋内の喫煙環境（屋内全面禁煙、喫煙専用室の設置、加熱式たばこ専用喫煙室の設置 等）
 - ・屋外の喫煙環境（屋外全面禁煙、一部に喫煙所の設置 等） 他

喫煙環境に関する実態調査について

令和2年度調査の結果概要

【調査の時点】

令和2年12月末現在（令和3年1～2月調査実施）

【回答状況】

有効回答率45.4%（8,634／18,997事業所）

【調査結果のポイント】

○学校、児童福祉施設、行政機関等（第一種施設）の喫煙環境

火をつけて喫煙するたばこ及び加熱式たばこの、施設種別の敷地内全面禁煙率は、「幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校」が94.5%と最も高かった。

○一般施設、事業所、飲食店（第二種施設）の喫煙環境

火をつけて喫煙するたばこを屋内全面禁煙としている一般施設等は全体の72.2%であり、喫煙専用室設置の割合は8.5%であった。加熱式たばこの屋内全面禁煙の割合は全体の70.9%であり、加熱式たばこの喫煙及び飲食等も行える部屋（加熱式たばこ専用喫煙室）の設置割合は5.7%であった。

○既存特定飲食提供施設と考えられる飲食店の喫煙環境

全ての飲食店に占める、全面禁煙にしておらず、喫煙専用室も設置していない既存特定飲食提供施設と考えられる飲食店の割合は25.0%であった。既存特定飲食提供施設と考えられる飲食店のうち、全面禁煙にしておらず喫煙専用室も設置していない飲食店の割合は、中小企業では19.7%、個人事業者では37.9%であった。

○令和元年度と令和2年度との経年比較

屋内全面禁煙としている一般施設等の割合は、火をつけて喫煙するたばこ、加熱式たばこともに約6割から約7割に増加した。火をつけて喫煙するたばこの喫煙専用室を設置している割合が1.6%減少したのに対して、加熱式たばこ専用喫煙室の設置は4.7%増加した。なお、第一種施設は調査対象から病院等を除いているため、比較していない。

※令和2年度調査は、「健康増進法の一部を改正する法律」全面施行後初の調査であり、更に令和3年度の喫煙環境についても調査する予定としている。